

自然災害発生時における業務継続計画
(障害福祉サービス類型：通所系)
令和7年度版

法人名	佐渡市	種別	障がい児通所支援サービス
代表者	渡辺 竜五	管理者	木下 久美子
所在地	新潟県佐渡市千種232 佐渡市役所	電話番号	0259-63-3111

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

主な役割	担当者	代行者
全体指揮	施設長	児童発達支援管理責任者
BCP の策定及び見直し	児童発達支援管理責任者	事業所職員
職員への研修・訓練の計画	児童発達支援管理責任者	事業所職員
連絡・記録	児童発達支援管理責任者	事業所職員
避難	児童発達支援管理責任者	事業所職員
安全確保	児童発達支援管理責任者	事業所職員

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

- ・ 佐渡ハザードマップ（佐渡市）、佐渡市地域防災マップ（佐渡市）、佐渡地方の浸水想定区域図（新潟県）、津波浸水想定図（新潟県）の確認
- ・ 事業所所在地区のハザードマップ、避難経路の掲示及び周知を行っていく

② 被災想定

【新潟県公表の被災想定】想定地震の設定＜新潟県地震被害想定調査検討委員会から一部抜粋

「越佐海峡」の断層がずれたことによる地震

佐渡市は最大で震度 7 の揺れに見舞われる。広い範囲で震度 6 以上となり、建物の全壊は 3 万棟を超える。半壊も約 1 万 5 千棟で、死者数は 2 0 0 0 人を超えると想定されている。倒れた建物などから火が出て、3 3 0 0 棟以上が焼失する想定もある。

＜地震＞建物の倒壊被害が大きい（理由…耐震化率 6 9 % という低さ）

＜津波＞被害多数。最短で 5 分以内に到達。想定される死者数は佐渡市内で 1 5 0 人、全壊棟数は 6 6 6 棟に上る。

＜その他＞離島のため、港が被災すると停電や断水などのライフラインの被害が長期化し、支援物資の到着が遅れる恐れがある。

また、両津港や小木港、各地の漁港は、地震の揺れで液状化する可能性が極めて高いとされている。停電や電柱の被害は、復旧までに 1 2 日かかるとの想定がある。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
電気	使用不可	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	復旧
飲料水	使用不可	→	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
生活用水	使用不可	→	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	使用不可	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
メール	使用不可	→	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→

（４） 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

方針：施設利用時の被災を想定することになるため、避難行動については限定的となるが、利用者の生命の安全を最優先にした行動を迅速にとることができよう訓練を行っていく。

- ・年 1 回以上、災害想定訓練を実施する

② BCPの検証・見直し

検証：訓練実施後に報告記録を作成し、事業所内で共有・協議を行う。協議の中で発言された意見について研修及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを実施する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
佐渡市子ども若者相談センター	建築基準法上の基準を満たしている 平成29年度に一部改修	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
本棚	転倒防止対策	
ロッカー等の設備	転倒防止対策	
消火器など	消火器等の設備点検、設置場所の確認	
避難経路の確保	常時避難通路の動線の確保	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	定期的にはびり割れや欠損等について点検を実施	
暴風雨による危険性の確認	定期的建物周辺の点検を実施 暴風注意報・警報等による警戒	
周囲に倒れそうな樹木、飛散しそうなものはないか	定期的危険性の有無について点検を実施	

④ 雪害対策

対象	対応策	備考
積雪、道路の凍結	融雪剤の散布 施設周辺の雪かき	
施設設備の凍結	周辺に融雪剤を散布 水道管等の凍結防止対応の実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
情報機器：PC	バッテリーによる稼働および稼働台数の厳選 (業務を厳選し、必須業務のみ行う。 電源が復旧するまでバッテリーが残っているPCを交代で使用)
照明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房機器	灯油ストーブ、毛布、カイロ等の用意

(3) ガスが止まった場合の対策

ガスの使用なし	

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

現在、飲料水の備蓄がないため、購入または飲料水の確保及びその経路等を検討する

② 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に、給水を受けることができるように大容量容器の購入を検討する。生活用水の使用用途として、手洗いやトイレ洗浄、清掃時等の使用を予定しているが、除菌シート等の代用も可能である

(5) 通信が麻痺した場合の対策

固定電話（内線機能あり） 6台

事業所の携帯 1台

職員個人の携帯（全員ライン可）

※現在、モバイルバッテリーがないため、購入を検討する

※震災直後の固定電話については、復旧作業を待つ

(6) システムが停止した場合の対策

- ・ パソコンや電話の電源及び復旧が確保できれば、業務上の大きな問題はない。
保護者に配布する文章等については、復旧後にすみやかに配布やメール等での送信を行う。
- ・ 重要書類については、紙媒体等で保管し施錠を行う

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

- ・ 佐渡市防災計画に基づき対応を行う
- ・ 電気が復旧した場合には、生活用水を使用し手動で操作を行う
- ・ 電気・断水の状態が継続する場合には、万能袋等を便器にかぶせて対応する。接触面に1枚、排泄時に1枚使用して、取り換えていく

【職員】

- ・ 利用者の使用方法と同様とする

② 汚物対策

- ・ 排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面や動物被害に留意して隔離する

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

・ 佐渡市市周辺において、震度5弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に勘案した結果、管理者が必要と判断した場合に、管理者の指示により発動する

【水害による発動基準】

・ 大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表され、水害が発生すると予想される場合については安全面を考慮し教室を閉所とする

【その他気象情報による発動基準】

・ 大雪警報、暴風警報、暴風雪警報が発表され、被害が発生すると予想される場合については状況等を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合に発動する

管理者	代行者①	代行者②
施設長（責任者）	施設次長	児童発達支援管理責任者

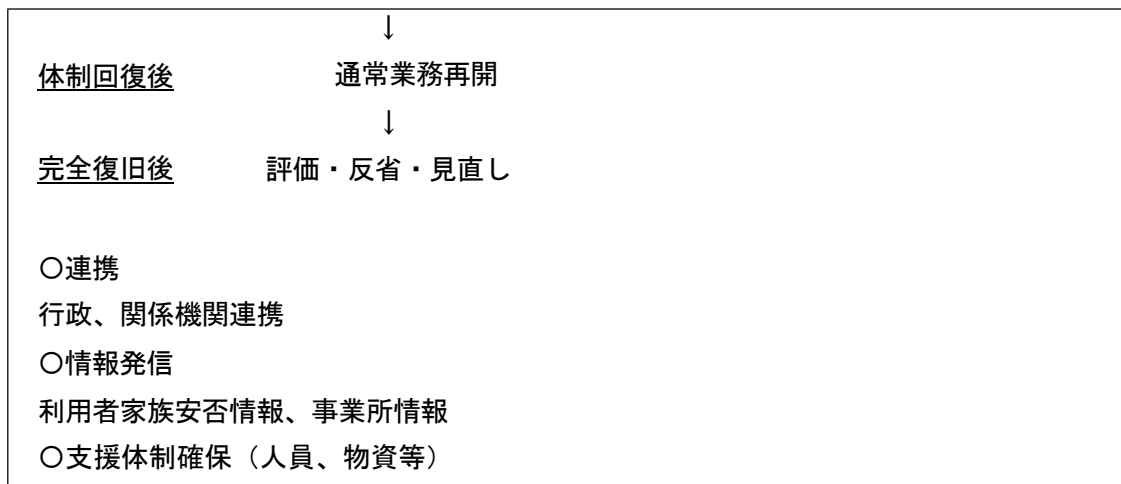
(2) 行動基準

災害発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の生命の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

【大雪・台風等で災害が発生すると想定される場合】

<u>平常時</u>	日常点検 訓練/見直し情報 交換 情報共有	<u>平常時</u>	災害が発生されると予想される場合は、 気象庁や佐渡市からの予想情報を収集する。
	↓		
<u>直後</u>	命を守る行動 (安全確保、避難)		あらかじめ被害が発生すると想定される場合 には、施設長と児童発達支援管理責任者とで 協議・検討を行う。
	↓		
<u>当日</u>	二次災害対策 (避難場所の確保等)	<u>前日</u>	利用予定者に連絡を取り、指導日の変更 等の調整を実施する。
	↓		
<u>体制確保後</u>	事業再開	<u>体制確保後</u>	施設および周辺被害の確認を実施 被害があった場合、すぐに報告を行う



（３）対応体制

- 【地震防災活動隊】隊長：管理者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
- 【情報班】管轄課と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告する。加えて、利用家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。
班長：児童発達支援管理責任者
- 【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努める。班長：児童発達支援管理責任者
- 【応急物資班】食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の必要物品の配布を行う。班長：児童発達支援管理責任者
- 【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。
班長：児童発達支援管理責任者
- 【救護班】負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
班長：常勤職員
- 【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備対応を行う。
班長：当日の非常勤スタッフ

（４）対応拠点

第１候補場所	第２候補場所	第３候補場所
事務室	子ども家庭相談室	会議室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・震災発生時は、電話、メール等にて利用者の安否確認を行う。
- ・施設利用時に災害が発生し、負傷者が発生した場合には応急処置を行う。必要な場合は佐渡総合病院へ搬送する。状況に応じて救急車両の出動が困難であると予想されるため、搬送先の受け入れ状況を確認して対応することが望ましい。

② 職員の安否確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。

【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合(自地域で震度5弱以上)は、①SNS、②電話、③災害用伝言ダイヤル等で事業所に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、「自身・家族が無事かどうか」、「出勤が可能かどうか」とする
- ・参集の有無等については、佐渡市の配備体制における緊急招集に従う

(6) 職員の参集基準

- 1, 子ども若者課配備基準に準ずる（正規職員のみ）
会計年度任用職員および講師はこの限りではない。
- 2, 自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、所属長（管理者）の指示を仰ぎ、その指示に従う。

◆参考: 配備基準

配備区分	風水害対策	震災対策
第1次配備 (警戒体制)	部長・班長(市民生活課長)招集 (1)大雨、洪水警報が発表 (2)台風情報の発表で影響が予想	【係長以上招集】 (1)震度4 (2)津波注意報
第2次配備 (本部設置 準備体制)	【係長以上招集】 (1)気象警報の発表で災害発生が確実 (2)局地的又は散発的に小災害が発生	【全職員招集】 (1)震度5弱 (2)津波警報
第3次配備 (本部設置)	【全職員招集】 (1)災害の被害が広範囲又は全域	【全職員招集】 (1)震度5強以上 (2)大津波警報

*** 施設長・センター長は、【係長以上招集】のとき、施設の確認にあたるものとする。**

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	新保八幡宮	金井運動公園
避難方法	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。	同左

(8) 重要業務の継続

平日の利用時に震度5弱の地震が起きた場合

経過目安	発災直後	発災翌日	発災後 3日
出勤率	100%	66%	100%
業務内容	指導即時中止 利用者・職員の安全 確認及び確保、避難	一時閉所 利用者の安全確認 ほぼ通常業務・一部休止	震災状況に応じて 開所等を管理者が判断 ほぼ通常業務・一部休止

平日夜間や休日に震度5弱以上の地震が起きた場合

経過目安	発災直後	発災翌日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	0%	50%	83%	100%
業務内容	身の安全を最優先 施設の状況確認	一時閉所 利用者の安全確認	業務再開 (非常体制) 利用者の状況確認	震災状況に応じて 開所等を管理者が判断 ほぼ通常業務・一部休止

平日の利用時に震度7の地震が起きた場合

経過目安	発災直後	発災翌日	発災後 3日	発災後 7日	発災後 14日
出勤率	100%	33%	66%	83%	100%
業務内容	指導即時中止 利用者・職員の 安全確認、 安全な引き渡 し	一時閉所 利用者の安全 確認	閉所継続 利用者の安全 確認	業務再開 (非常体制) 利用者の状況 確認	通常業務 利用者の状況 確認

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート> ※必要に応じて確認事項を追加する

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物 設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
建物 設備 (指導室 相談室)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 地域のネットワーク等の構築・参画

【施設・法人】

施設・法人名	連絡先	備考
相談支援事業所そらうみ	0259-58-9150 090-7004-6705	
相談支援事業所愛らんど	070-4453-4026	

【医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	備考
佐渡総合病院	0259-63-3121	
両津病院	0259-23-5111	庶務係

【行政等】

名称	連絡先	備考
佐渡市子ども若者課	0259-63-3126	
新潟県福祉保健部 障害福祉課自立支援係	025-280-5918	

5. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく
- ・平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意する

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明を行う

基準：3. 緊急時の対応（1）BCP発動基準に則り、災害に関わる警報が発表され、被害が想定される場合を基準とする。

説明：事前に想定される場合は、電話やメール等の手段を用いて保護者に連絡・説明を行う。

- ・必要に応じてサービス提供の日時調整や前倒し等も検討する

日時調整について：保護者の希望があった場合に、午後の時間で個別指導を実施。

（事前に、私的都合で欠席することが判明している場合は対象外とする）

その他：調整後は対象児の通所園にも変更した内容等を連絡する。

【災害発生時の対応】

- ・サービスの提供を長期間休止しなければならない場合は、佐渡市や新潟県の管轄課に確認の上、必要に応じて一部の業務を迅速に提供する等の対応を行う。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
令和6年3月30日	作成
令和6年4月1日	令和6年度版 更新・変更
令和7年3月25日	令和7年度版 更新・変更